

2016.10/20

預金も遺産分割対象に

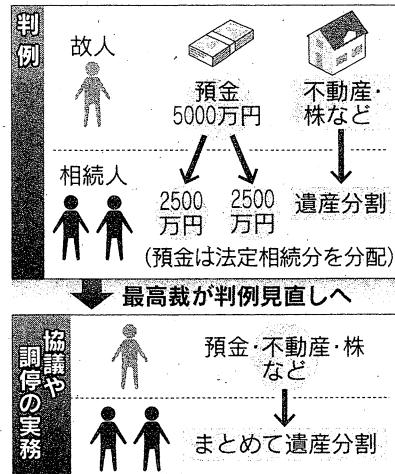
最高裁、判例見直しへ

相続の取り分を決める「遺産分割」の対象に預金は含まれない——。こんな裁判のルールが見直されることになりそうだ。

遺族間で争われた審判で最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）が19日、双方の意見を聞く弁論を開いた。判例を見直す可能性が高い。話し合いや調停では預金を含め分配を決めるのが一般的で、裁判所も実態に合わせる。

判例は預貯金を遺産分割の対象とせず、不動産や株式といった他の財産割合に応じて相続人に振り分けられると考えてきた。最近では2004年の最高裁判決が「預貯金は法定相続分に応じて「当然に分割される」と話し合いや調停では預貯金も含めて取り分を決めた。

遺産分割をめぐる判例と実務



めることが多い。ただ話し合いで結論が出ず家庭裁判所の審判に争いが持ち込まれた場合、原則は「預貯金を区別して分配しなければならない。「兄は土地と建物、弟は預貯金との隔たりが指摘されていました。

今回の審判では、約4千万円の預金の相続をめぐって遺族2人が争った。1人は故人から生前に5千万円を超える贈与を受けたため、もう一方の親族の女性が「生前贈りを考慮せず、法定相続分に従つて預金を2分の1（2千万円）ずつ分けるのは不公平だ」と主張。

一方、二審は判例に従つて女性の主張を退けた。最高裁は今年3月、審理を大法廷に回付した。大法廷は判例を変更する場合などに開かれることで、最高裁は年内に出る見通しだ。

19日の弁論で、審判の申し立てた女性の代理人は「預貯金を遺産分割の対象から外せば、相続人

▼遺産分割 故人の遺言がない場合や、分け方が決まつていらない財産がある場合、まずは相続人となる配偶者や子供らが受け取り分を話し合う。話し合いがまとまらない

れば家庭裁判所に遺産分割の調停や審判を申し立てることができる。

司法統計によると、遺産分割の審判・調停事件は増加傾向にあり、2015年は全国で約1万5千件だった。

け方について決定をする。

司法統計によると、遺産分割の審判・調停事件は増加傾向にあり、2015年は全国で約1万5千件だった。

同士の平等性を確保する道が閉ざされる」と主張。代理人は「現行法では遺産分割の対象としなくても法令違反はない」と反対した。大法廷は判例を変更する場合などに開かれることで、最高裁は年内に出る見通しだ。法制審議会（法相の諮問機関）が進める相続分野の見直しでは、遺産分割に預貯金を含める案が議論されており、最高裁の判断は法改正にも影響する」とみられる。